

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、A所在のB（以下「事業場」という。）において、貸おしぼりの配達・回収、回収したおしぼりの洗浄、たたみ及び包装の作業を行っていた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、事業場付近の路上で倒れているところを通行人に発見され、C病院に救急搬送されたが、同日、急性大動脈解離（以下「本件疾病」という。）により死亡した。
- 3 本件は、請求人が被災者の本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年8月2日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者が労災保険法上の労働者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書理由に記載されている「労働基準法研究会報告」(労働基準法の「労働者」の判断基準について。昭和60年12月19日。)が示す「指揮監督下の労働」及び「報酬の労務対償性」に関する判断基準は妥当であると判断することから、同判断基準に基づいて、以下検討する。

(2) 指揮監督下の労働に関しては、①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無及び③拘束性の有無が判断基準として示されているほか、指揮監督関係の判断を補強する要素として④代替性の有無が示されている。

ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の有無について

Bの事業主はDであるが、一件記録を精査したところ、同人が被災者に対して仕事の依頼、業務従事の指示等を行った事実は認められず、依頼や指示に対する諾否の自由の有無は不明である。

イ 業務遂行上の指揮監督の有無について

被災者の業務内容は上記第2の1に説示したとおりであり、Dは、要旨、「注文先に話しておけば、おしぼりの配達や回収の日を調整することは可能であり、おしぼりを作る時期や配達、回収を行う時期と方法は全て被災者に任せていた。」と述べており、注文先によっては被災者が毎日配達をしていた事情が認められる一方、事業場で被災者の死亡後に同様の業務を引き継いだEは、配達先へおしぼりの予備をまとめて置くことで、被災者が毎日配達していた注文先に2日に1度の配達に変更している事情などが認められることから、被災者が業務の内容及び遂行方法について、Dの具体的な指揮命令を

受けていたとは認められない。

ウ 拘束性の有無について

被災者は、おしぼりの洗濯から包装まで、事業場が所有し、作業場に設置された機械の貸与を受け作業を行っていたため、場所的に拘束され、勤務時間についても、配達・回収先の営業時間等によって一定の時間的な拘束が発生していたことが認められるが、これらの拘束は業務の性質によるものであり、業務の遂行を指揮命令する必要によるものとは認められない。また、配達、回収については注文先と調整が可能であり、拘束性は認められていないことから、被災者は、Dの指揮命令下にあったとはいえない。

エ 代替性の有無について

Dは、要旨、「被災者が作業の手伝いを他人にお願いすることは容認しており、実際、被災者は配達を他人にお願いしていたこともあった。」と述べ、被災者以外の者が配達を行った事実も認められる。また、Fは、要旨、「被災者から、「手伝いに来て。」と連絡があり、月に1回から2回、おしぼりを袋詰め機械に入れる前にたたむ作業をしていた。」と述べており、被災者に代わって他の者が労務を提供すること及び被災者の判断によって補助者を使うことが認められていることから、代替性はあったと認められる。

オ 以上のとおり、被災者が事業主の指揮監督下で業務を行っていたとは認められない。

(3) 労務の報酬について、被災者は、Dとの間で「おしぼりを、飲食店、旅館等に随時納品し、各納品先に対する売掛金の締切りを毎月末日とし、その翌月に、事業場に対する振込又は被災者の集金のいずれかの方法により支払いを受け、被災者は集金した全額を前月分の報酬とする。」と合意し、また、報酬額は納品数により計算されていると認められ、決定書に説示するとおり、被災者の報酬は、使用者の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価とはいえず、労務対償性は認められない。

(4) 以上のとおり、被災者の労働が事業主の指揮監督下において行われていたとは認められず、報酬の労務対償性も認められないことから、被災者は労災保険法上の労働者であるとはいえず、被災者の本件疾病について同法による保険給付の対象とすることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日